

「あきたゼロカーボンアクション宣言」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者等の自主的な省資源・省エネルギー活動、クリーンエネルギー活用等への取組意識を喚起するとともに、脱炭素に取り組む事業者等を県が広く公表し「見える化」することを通じて、事業者等をはじめとして県民の温暖化防止への取組意欲を広く醸成する「あきたゼロカーボンアクション宣言」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 秋田県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する事業者又は団体
- (2) ゼロカーボン 事業活動等により排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林等による吸収量などを差し引いた排出量の合計を実質的にゼロにすること。
- (3) ゼロカーボンアクション ゼロカーボンの達成に資する取組を行うこと。

(登録)

第3条 知事は、事業者等によるゼロカーボンアクションを促進するため、取組を宣言する事業者等の登録を行い、広く公表するものとする。

2 前項の登録は、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) ゼロカーボン達成に向けた取組の実施を宣言すること。
- (2) ゼロカーボン達成に向け、既に実施している又は登録後に実施する具体的な取組内容を示すこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) その他公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(登録の申請)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、あきたゼロカーボンアクション宣言事業者等登録・変更申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

- (1) ゼロカーボン達成に向けた取組シート(様式第2号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(宣言書の交付及び公表)

第5条 知事は、前条の規定による申請があり、その内容に不備がなく、第3条第2項の要件に該当すると認めるときは、当該申請をした者を登録し宣言書を交付するとともに、別記に定めるオリジナルロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用を認めるものとする。

2 知事は、宣言書を交付した者をゼロカーボンに向けて積極的に取り組む宣言事業者等として、県ウェブサイト等において公表するものとする。

3 前項の公表については、宣言事業者等は申請を行った時点で、これに同意したものとする。

4 宣言事業者等は、「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」への加入及び自らのウェブサイト等での取組内容の公表に努めるものとする。

(登録の有効期間及び更新)

第6条 登録の有効期間及びロゴマークの使用期間は、登録を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする場合は、有効期間の満了日の1か月前から満了日までの間に、第4条に規定する書類を知事に提出するものとする。

3 前条の規定は、登録の更新について準用する。

4 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は従前の期間の満了日の翌日から起算する。

(登録の変更)

第7条 宣言事業者等は、第4条に規定する書類に記載した事項に変更があったときは、速やかにあきたゼロカーボン宣言事業者等登録・変更申請書(様式第1号)により知事に届出なければならない。

(登録の取下げ)

第8条 宣言事業者等は、登録の取下げをしようとするときは、あきたゼロカーボンアクション宣言取下申請書(様式第3号)により知事に届出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 知事は、宣言事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消し、宣言書及びロゴマークの使用を中止させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録又は更新をしたと認める場合
- (2) 宣言書又はロゴマークが不正に使用されたと認める場合
- (3) 法令に違反する事態が発生した場合
- (4) 電話、電子メール、手紙等による連絡をとることができなくなり、1年を超えた場合
- (5) その他宣言事業者等として適当でないと認める場合

2 知事は、前項の規定による取消しを行った場合は、第4号に定める場合を除き当該取消しを受けた宣言事業者等に通知するものとする。

(ロゴマークの使用)

第10条 ロゴマークの使用については、宣言事業所等であること及びゼロカーボンに関する活動を広く広報する目的にのみ使用し、次の使用は禁ずる。

- (1) ロゴマークにより商品及びサービスに一定の品質又は効能等があるように使用すること。
- (2) ロゴマークにより商品及びサービスに一定の認証等があるように使用すること。
- (3) その他消費者等の誤解を生む使用方法や法令等に違反する方法で使用すること。
- (4) デザインの縦横比率や配色の変更等の改変をして使用すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、あきたゼロカーボン宣言の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別記)

ロゴマーク

(1) カラー

